

牧草の利用自粛地域における飼養管理の再確認について（注意喚起）

《要旨》

今般、牧草中の放射性セシウム濃度検査を行っていない林地での放牧が確認されました。

牧草の利用自粛地域においては、改めて、下記のとおり飼養（草地）管理の再確認をお願いします。

1 牧草の利用自粛の徹底

- (1) 牧草の利用自粛を解除していない圃場（場所）は、利用しないでください。
- (2) 林地と一体となった草地を利用する場合は、林地を牧柵で区分*してください。

* 同一圃場であっても、林地内は除染されておらず、放射性セシウムが含まれる野草や土壌等を採食する可能性があります。

2 適正な施肥管理の実施

- (1) 牧草地は、毎年、施肥基準により、追肥を確実に実施してください。
- (2) 施肥を実施せず、土壌中の交換性カリ含量が低下すると、牧草中の放射性セシウム濃度が上昇する可能性があります。

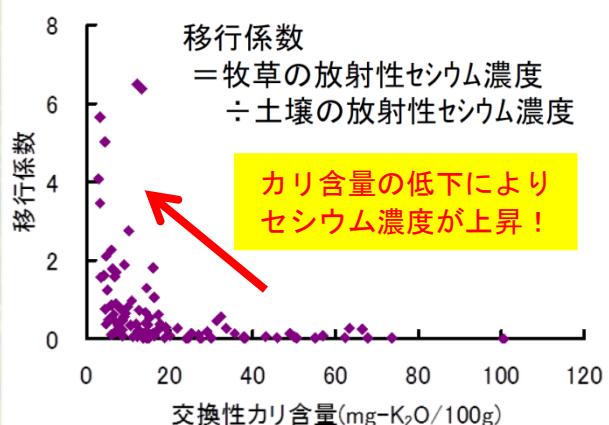
【牧草地の施肥基準】

区分	採草地		放牧地	
	早春	刈取後	初夏 (6月中旬)	夏期 (8月上旬)
散布量 (10aあたり)	草地 212	50 kg	25 kg	—
	草地 211	—	—	30 kg

※ 牧草・飼料作物生産利用指針（岩手県 令和2年5月）

3 野草等の利用自粛

野草や畔草（牧草検査で合格したものは除く）は、原則利用できません。



《問い合わせ先》 岩手県農林水産部畜産課 019-629-5723